

特定非営利活動法人日本オゾン協会 定款

平成 14 年 5 月 24 日 制定
平成 16 年 6 月 24 日 改訂
平成 18 年 6 月 8 日 改訂
平成 20 年 12 月 9 日 改訂
2024 年 10 月 17 日 改訂

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人日本オゾン協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都中央区に置く。

(目的)

第3条 この法人は、健全な環境を保全、創出しようとする人及び団体に対して、自然界にも存在し又人工的にも製造でき、幅広い分野で応用されつつあるオゾン処理を中心とした酸化手段による環境浄化技術に関する情報収集、啓蒙、普及、適正化及び高度化のための事業を行い、より安全で快適な環境の保全と創出及び循環型社会の構築に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 環境の保全を図る活動
- (2) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (3) 国際協力の活動
- (4) 以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

(1) 普及事業

オゾン、オゾン製造、オゾン利用に関する啓蒙と普及のためのオゾン技術に関する講習会、オゾンの安全な取扱いのためのオゾン安全講習会および学術研究の成果を発表する講演会を開催し、併せて講習会テキスト、講演会講演集、調査研究報告書、機関紙等を発行する

(2) 調査研究事業

この法人内に専門委員会を設置し、自主又は外部委託によるオゾンに関する種々の調査研究を行う。

(3) 国際協力事業

国際活動を行っている団体等と連携、協力して行う事業であり、刊行物の入手、国際会議への参加等を通して、海外情報の入手と発信を行う。

(4) 認定事業

オゾン発生装置製造事業所登録及びオゾン発生装置型式認定を、この法人内部に設置した専門委員会により審査し、認定する。

(5) 前各号のほか、この法人の目的を達成するために必要と認められる事業

第2章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の5種とし、賛助会員を除く会員をもって正会員として特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 法人会員 この法人の目的に賛同する団体又は法人
- (2) 特別法人会員 この法人の目的に賛同する官公庁、国公立研究機関、学校等
- (3) 個人会員 この法人の目的に賛同する個人
- (4) 名誉会員 オゾン利用及び研究の発展に関して功績のあった者、又はこの法人に特に功勞のあった者で、会長が推薦し総会の承認を得た者
- (5) 賛助会員 この法人の事業目的遂行を援助する団体又は法人

(入会)

第7条 正会員及び賛助会員の入会について、特に条件を定めない。

- 2 正会員及び賛助会員として入会しようとする者は、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとする。
- 3 会長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 会長は、第2項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び年会費)

第8条 正会員及び賛助会員は、総会において別に定める入会金及び年会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員及び賛助会員は、次の各号の一に該当する場合にはその資格を失う。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は正会員及び賛助会員である団体又は法人が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上年会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 正会員及び賛助会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 正会員及び賛助会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規程により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(入会金及び会費の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費は、返還しない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上25人以内
- (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち1名を会長、3名以内を副会長、1名を事務局長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 会長は、理事のうちから理事会において選定する。
- 3 副会長は、理事のうちから理事会において選定する。
- 4 事務局長は、運営委員会の議を経て会長が指名する。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三等親以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三等親以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 6 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 7 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 会長は、この法人を代表して、会務を総理する。

- 2 会長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序に従って、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の決議に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規程による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。
- 6 事務局長は、事務局を主宰し、日常の業務を執行する。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合は、当該総会が終結するまでを任期とする。また、任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときには、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(顧問、参与)

第20条 この法人に若干の顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、個人会員のうちから候補者を理事会で推薦し、総会で選任する。

第4章 会議

(種別)

第21条 この法人の会議は、総会、理事会、運営委員会、部会及び専門委員会の5種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の機能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業計画及び予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 入会金及び年会費の額
- (7) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。
第51条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第24条 通常総会は、年1回とする。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第15条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第25条 総会は、前条第2項3号の場合を除いて、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項1号及び2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第26条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第27条 総会は、正会員総数の過半数以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した

事項とする。ただし、第11条、第52条、第53条及び第54条の場合を除き、緊急を要する場合には、総会出席者の2分の1以上の同意により議題とすることができる。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。
- 3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の会員総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第29条 各正会員の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条の規定の適用については出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(総会の議事録)

第30条 総会の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあってはその数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の機能)

第32条 理事会は、この定款の定めるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 総会に付すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第33条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の4分の3以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 理事会は、理事総数の過半数以上の出席がなければ開会することができない。

(理事会の招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2号の場合にはその日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の4分の3を超える同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(理事会の議長)

第35条 理事会の議長は、会長とする。

(理事会の議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知された事項とする。但し、第34条第4項により招集手続きが省略された場合を除く。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

(理事会の表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第38条 理事会の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。

(運営委員会)

第39条 理事会の会務を補佐するため、運営委員会を設ける。運営委員会は会長が招集する。

- 2 運営委員は、理事、個人会員又は法人会員に所属する者のうちから理事会の議を経て会長が指名する。
- 3 運営委員会の議長は会長とする。
- 4 運営委員会は、運営委員会構成員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。この場合において書面又は電磁的方法により議決権を行使する構成員は、出席したものとみなす。
- 5 運営委員会の議事は出席者の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長が決する。

(専門委員会、部会)

第40条 この法人の事業遂行のために専門委員会及び部会を設けることができる。

- 2 専門委員会及び部会には委員長又は部会長を置く。
- 3 専門委員会及び部会の長は、活動状況を運営委員会に報告する。
- 4 構成等については細則で別に定める。

第5章 資 産

(構成)

第41条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び年会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(区分)

第42条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(管理)

第43条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第6章 会 計

(会計の原則)

第44条 この法人の会計は、法第27条に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第45条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第47条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第48条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び修正)

第49条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第50条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第51条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第52条 この法人の定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の2分の1を超える多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更(前項により所管庁の認証を得なければならない事項を除く。)したときには、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第53条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続きの開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2項の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第54条 この法人が解散（合併又は破産手続きの開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第55条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第56条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。但し、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第57条 この法人に、事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第58条 事務局長及び職員の任免は、会長が行う。

(組織及び運営)

第59条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第10章 雑則

(細則)

第60条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の決議を経て、会長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の設立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。
- 3 この法人の設立当初の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成15年6月30日とする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第44条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成14年3月31日とする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び年会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

会 員		入会金	年会費
正会員	法人会員A	300,000円	360,000円
	法人会員B	300,000円	180,000円
	法人会員C	300,000円	120,000円
	特別法人会員	なし	20,000円
	個人会員	なし	12,000円
	名誉会員	なし	無料
賛助会員		50,000円	60,000円

ただし、

- (1) 任意団体の日本オゾン協会の会員であった者は入会金を必要としない。
- (2) 特定非営利活動法人日本オゾン協会会員の年会費は平成14年度からとする。
- (3) 法人会員A、B、及びCの区分は細則で別に定める。

別表 設立当初の役員

役職名	氏 名
会長	宗宮 功
副会長	中山 繁樹
副会長	山部 長兵衛
副会長	川西 敏雄
理 事	津野 洋
理 事	中室 克彦
理 事	茂庭 竹生
理 事	杉光 英俊
理 事	伊藤 泰郎
理 事	高橋 信行
理 事	門脇 秀一
理 事	川邊 守彦
理 事	鈴木 久司
理 事	鴻野 卓

役職名	氏 名
理 事	見並 勝佳
理 事	富家 和男
理 事	竹倉 紘一
理 事	今井 弘之
理 事	神永 晉
理 事	佐藤 清
理 事	吉川 敏孝
理 事	佐藤 英之
理 事	臼井 正和
理 事	向井 藤利
事務局長	高原 博文
監事	井上 達也
監事	高木 和夫